

2021 年度 2026 年アジア競技大会等選手強化事業 事業内容の主な変更点について

㊦…オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手、㊧…パラリンピック・アジアパラ大会等強化指定選手

	2020 年度	2021 年度
指 定 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・「実績に関する条件」について、過去2年間（2018年4月以降）の実績を対象とする。 ・「実績以外の条件」㊦愛知県に「ゆかり」がある。 ・㊦東京2020オリンピックの開催延期に伴い、23歳以上の選手20名程度を追加指定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、2021年度については過去3年間（2018年4月以降）の実績を対象とする。 ・「㊦愛知県内で小学校もしくは中学校を卒業した。」に表記を変更。（取扱い変更なし） ・㊦東京2020オリンピックの開催延期に伴い追加した23歳以上の選手の強化指定は廃止する。
補 助 対 象 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 大会（海外、国内）、合宿（強化練習会）等への参加」 ・鉄道運賃は実費を対象とする。 ・輸送会社・経路・運賃等を記載した旅費整理表、または領収書を提出すること。 ・自家用車を利用した場合は、出発地と目的地の市区町村役場間の最短の経路で計算すること。1kmあたり25円を支給する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 大会（海外、国内）、合宿（強化練習会）、スポーツクラブ（トレーニングジム、スクール）等への参加」に変更。 ・競技力向上を目的としたスポーツプログラム等への参加に係る参加費・月謝を対象とすることを明記。（取扱い変更なし） ・鉄道運賃について、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金の実費とし、特別車両（グリーン車）に係る料金は対象外とする。 ・領収書及び経路・運賃等を記載した旅費整理表（様式第11 鉄道・バス用）を提出すること。領収書添付台紙には発着駅を付記すること。ただし、県内旅行においては、旅費整理表（様式第11 鉄道・バス用）の提出をもって領収書に代えることができるが、急行料金及び座席指定料金を請求する場合は、領収書を提出する。 ・自家用車の利用に係る費用は、出発地から目的地までの移動距離1kmあたり25円を支給する。 ・自家用車利用時の駐車料金を追加。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 競技用具の購入」 ・原則：<u>試合中に使用するものを対象</u> ※新型コロナウイルスの影響を鑑み、特例措置として以下の二点を2020年度に限って認めた。 ・自宅でトレーニングを行う上で必要な<u>トレーニング器具の購入</u>を追加で認めた（㊦㊧共通） ・<u>競技用具の購入利用限度額を撤廃</u>（㊦のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 競技用具等の購入」に変更 ・選手が競技活動で使用する競技力強化に必要な物品（競技用具、トレーニング器具等）の購入及びその修理を対象とする。（試合中に限らず、練習に使用するものも対象とする。） ・㊦は、競技用具等の購入利用限度額は、強化費上限の1/2までとする。（㊧は、相対的に用具が高額であることを考慮し、1/2の限度額を超える場合であっても対象と認められる場合があるため、事前に事務局に相談すること） ※具体的な対象物品例については「強化費にかかわるQ&A」を参照のこと。

	<p>・「3 トップ選手等の招へい、外部指導者の活用」</p> <p>(1) 謝金 受領者本人の直筆で住所・氏名を記載した領収書を提出すること。領収書の宛名は選手の氏名を記載すること。</p> <p>(2) 交通費 受領者本人の直筆で住所・氏名を記載した領収書または輸送会社・経路・運賃等を記載した旅費整理表を提出すること。</p> <p>(3) 宿泊費 受領者本人の直筆で住所・氏名を記載した領収書を提出すること。</p>	<p>・「3 トップレベルのコーチ等の活用」に変更。 高い専門知識や指導実績を有する指導者や、国際大会出場等の優れた競技実績を有する選手を招へいし、指導を受ける際の、謝金、交通費・宿泊費を対象とすることを明記した。</p> <p>(1) 謝金 受領者本人（コーチ等）の直筆で住所・氏名を記載した領収書を提出すること。領収書の宛名は選手の氏名を記載すること。</p> <p>(2) 交通費 コーチ等の交通費とわかるように、コーチ等の氏名を記載した領収書及び経路・運賃等を記載した旅費整理表を提出すること。</p> <p>(3) 宿泊費 コーチ等の宿泊費とわかるように、コーチ等の氏名を記載した領収書を提出すること。</p> <p>・試合に帯同するトレーナーは、「4 医・科学サポート」に該当することとした。</p>
	<p>・「4 医・科学サポート」</p> <p>・競技に起因するケガの治療やコンディショニング等の費用を認める。診断書の原本等及び領収書を提出すること。</p>	<p>・「4 医・科学専門家による選手のコンディション維持・向上へのサポート」に変更。</p> <p>・競技に起因するケガの治療やリハビリテーション及びトレーニング・コンディショニング等の費用を対象とする。治療費を請求する場合は、医師の診断書の原本もしくはコピーを提出すること。</p> <p>※試合に帯同するトレーナーは、本項目に該当。</p>
<p>選手 の 推 薦 等 各 種 手 続 き</p>	<p><競技団体> 候補推薦一覧（様式第1）・参加承諾書（様式第2）（Excel データ含む）・事業計画書（様式第3）を取りまとめて推進本部に提出。 ※中央競技団体は様式第1のみ提出</p> <p><選手> 参加承諾書（様式第2）・事業計画書（様式第3）を作成し、競技団体に提出。 内定通知後、重要事項同意書（様式4）、交付申請書（様式5） 事業完了後、領収書及び実績報告書（様式7）等を推進本部事務局へ直接提出。</p>	<p>競技団体、選手とも手続きに変更はないが、昨年度から様式が変更となっているものがあるため、必ず2021年度のものを使用すること。</p> <p><競技団体> ・実績以外の条件のうち、「愛知県で選手登録がされている」のみに該当する（県内の小学校、中学校を卒業しておらず、かつ、県内に活動拠がないが愛知県で選手登録をしている）選手を推薦する場合は、2021年度に愛知県で選手登録されていることが分かる書類（競技団体登録web ページや選手登録証のコピー等）を添付すること。</p> <p><選手> ・県事務局及び競技団体へ提出した書類の控えを必ず保管すること。（昨年度も連絡済）</p>